

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第3号：令和5年6月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内容

- ・6月は「食育月間」です
- ・事前の備えはできていますか？
「収入保険」のご案内！
- ・自然災害に備えて農業版BCPを作成しましょう
- ・国・県：肥料価格高騰対策事業
(R4年度秋肥の過不足分及び春肥)のお知らせ

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています



※7月26日（水）に農業用廃プラスチック類回収を予定しています。
詳細につきましては来月号に掲載いたします。

6月は「食育月間」です

毎年6月は、国が定める「食育月間」です。本市は、第3次食育推進計画に基づき、食育の取り組みを進めています。子どもも大人も健康でイキイキと暮らすために、できることから「食育」に取り組んでみましょう。

できることから始めよう！こんなことも「食育」につながります！

1. 家族や友人と楽しく食卓を囲む
2. 自分の食事をチェックし、栄養のバランスを取るよう気を付ける
3. 1日3食きちんと食べる習慣を身に付ける
4. 感謝の気持ちを込めて「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする
5. はしの正しい持ち方や食器の正しい並べ方を身に付ける
6. 庭や鉢植えなどで、野菜を栽培し、料理する
7. 買い物の中で、新鮮で安心できる食材の選び方を身に付ける



食育とは？

第3次垂水市食育・地産地消推進計画

「食育」とは、様々な経験を通じて、「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。栄養バランスの重要性はもちろん、生産者への感謝の気持ちや安全な食材の選び方、地域ごとの食文化への理解なども学んでいきます。この他にもフードロスの削減や食材の地産地消も食育の一環として取り上げられています。



事前の備えはできていますか？ 「収入保険」のご案内！

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。

<p>自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった</p>	<p>市場価格が下がった</p>	<p>災害で作付不能になった</p>	<p>けがや病気で収穫ができない</p>
<p>倉庫が浸水して売り物にならない</p>	<p>取引先が倒産した</p>	<p>盗難や運搬中の事故にあった</p>	<p>輸出したが為替変動で大損した</p>

加入できる方	保険期間	補償内容
青色申告を行っている農業者（個人・法人）	個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間	保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てん

※個人の方は12月まで、法人の方は事業年度の末月までに加入申込をお願いします。

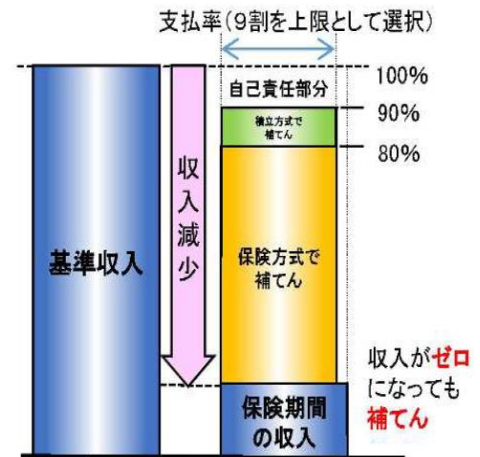
○収入保険の補てん方式

標準の保険方式（掛捨て）とオプションの積立方式（掛捨てではない）の組み合わせにより、充実の補償を実現

基準収入1,000万円の場合の最大補償内容

	負担額	補償額	支払開始
保険方式	8.5万円	720万円	800万円以下
積立方式	22.5万円	90万円	900万円以下

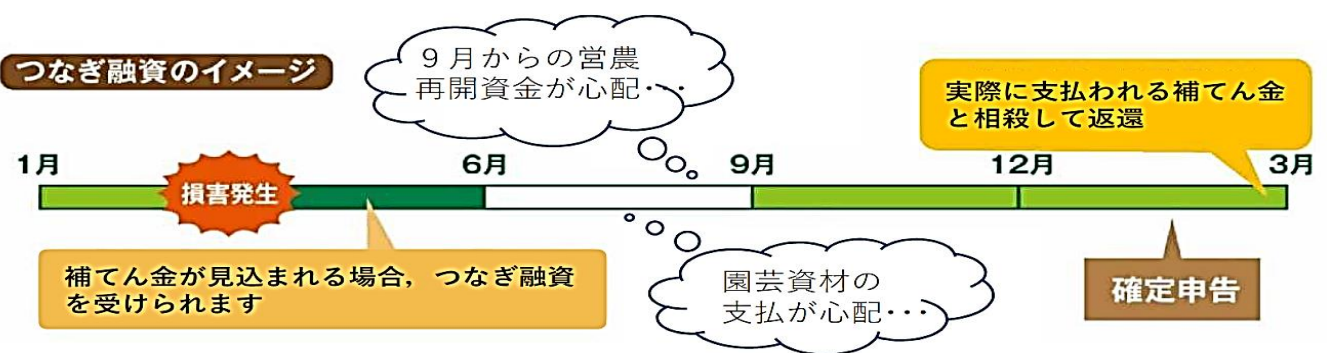
例えば、保険期間の収入がゼロになったときは、810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補償が受けられます。



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

○無利子のつなぎ融資が受けられます！

大きな災害等により補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子の「つなぎ融資」を受けることができます。つなぎ融資を受けた金額は、補てん金と相殺して返還することになります。



「収入保険」のご案内（続き）

令和5年1月の雪害における補てん金（想定）

【栽培作物】 スナップえんどう50a, オクラ20a
 【補償内容】 保険方式による補償：保険割合80%, 支払率90%
 積立方式による補償：積立割合10%, 支払率90%



収入保険の掛金計算シミュレーションはこちら

雪害により収入が4,050,114円に減少

（スナップえんどうが60%の被害を受け2,926,680円の減収（4,877,800 - 1,951,120 = 2,926,680））

平均収入（基準収入） **6,976,794円**

	単価 (円/kg)	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	収入(円)
スナップ えんどう オクラ (トンネル)	841	1,160	5,800	4,877,800
合計				6,976,794

	単価 (円/kg)	単収 (kg/10a)	生産量 (kg)	収入(円)
スナップ えんどう オクラ (トンネル)	841	464	2,320	1,951,120
合計				4,050,114

農家負担掛金

保険料 59,199円
 積立料 156,978円
 付加保険料 16,932円
 合計 233,109円

保険による補てん金

保険方式 1,378,188円※1
 積立方式 627,911円※2
 合計 2,006,099円

※1 $(6,976,794 \times 0.8 - 4,050,114) \times 0.9 \approx 1,378,188$
 ※2 $6,976,794 \times 0.1 \times 0.9 \approx 627,911$

補てん金を含めた収入は、**6,056,213円（平均収入の86.8%）**

昨年の台風災害だけでなく、1月の雪害による農作物の被害等の中で、収入が減少した多くの農業者が補てん金やつなぎ融資を受け、営農継続することができています。

加入のご相談は、「鹿児島県農業共済組合肝属支所 収入保険課」

☎0994-48-3180 まで！！

自然災害に備えて農業版BCPを作成しましょう

BCP（事業継続計画）とは、自然災害などの緊急事態が発生した場合人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、どの仕事を優先して続けるか、どうやって再開するか、ということをおおきく決めておく計画のことです。農水省がチェックリスト【リスクマネジメント編／事業継続編】と農業版BCPのフォーマットを紹介しています。今後の自然災害等への備えに活かせましょう。

このような時のために・・・

チェックリスト：リスクマネジメント編

①日頃からのリスクに備えるために

MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか など

②台風等襲来の直前対策のために

トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか など



チェックリスト：事業継続編

③被災後の復旧・事業継続のために

収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか など



チェックリストの各項目に、ご自身の内容を当てはめていくと、**農業版BCP（事業継続計画書）**が作成されます

自然災害時だけでなく、平常時の自らの経営の見直し、改善にも繋がります！

パンフレットや様式はこちら
[農水省ホームページ](#)



国・県：肥料価格高騰対策事業 (R4年度秋肥の過不足分及び春肥)のお知らせ

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料低減に向けて取組を行う農業者に対して**肥料コスト上昇分の85%**(国支援分70%、県支援分15%)が支援されます。

**農業者の皆さまの申込み先は、
肥料を購入された肥料販売店です！！**

◆ スケジュール ◆

肥料販売店から県への申請は、令和5年4月から開始しています。

【県への申請期限】 6月26日(月) …▶ 8月末頃 支援金の交付
※最終 7月28日(金) …▶ 9月中下旬 支援金の交付

項目	内容
支援の対象となる肥料	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料(春肥として使用する肥料) 令和4年6月から10月までに購入した肥料(令和4年秋肥)の過不足分 ※令和5年4月以降に2回目以上の申請を行う場合
支援対象者	5戸以上の農業者グループ ※JAや部会など
支援金の算定式	$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費}}{\text{高騰率}} \div 0.9 \right] \times 0.85$ <p style="text-align: center;">春肥分は1.4</p>
参加要件	化学肥料の2割低減を取組メニューから2つ以上実施する

必要な書類等

- 化学肥料低減計画書
- 肥料費の領収書、内容の分かる書類(注文書や納品書、請求書)
- 販売実績がわかる書類(出荷伝票・販売伝票など)
- 通帳・印鑑